

## 水道事業における耐震化の状況（平成 23 年度）

水道施設の耐震化率は、基幹的な水道管で 32.6%、浄水施設 19.7%、配水池 41.3% であり、依然として低い状況にあります。

### 調査結果の概要

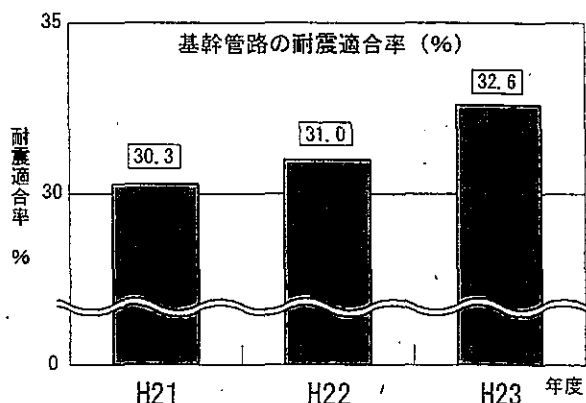
厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、平成 20 年度から、全国の水道管や浄水施設など水道施設の耐震化状況を調査しています。

平成 23 年度末時点の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

#### 1 基幹管路の耐震化状況

導水管や送水管など、「基幹管路」（＜補足説明 1＞参照）と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で 32.6% であり、平成 22 年度（31.0%）から 1.6 ポイント上昇した。都道府県別に見ると、神奈川県 61.3%、青森県 52.8% に対し、岡山県 15.4%、鹿児島県 19.4% などとなっている（P5＜別紙 1＞1-1 参照）。また、水道事業体別（自治体、一部事務組合など）でも進み具合に大きな開きがある状況となっている（P6～15＜別紙 1＞1-2、1-3 参照）。

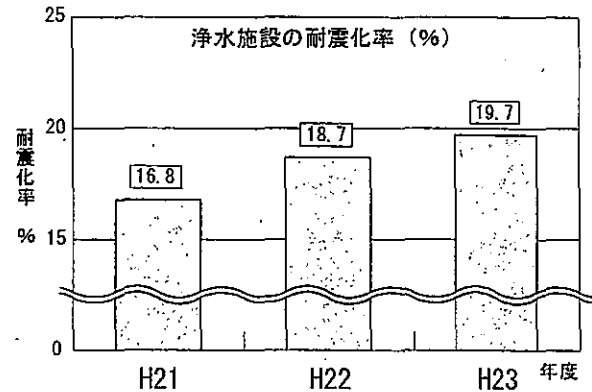
	基幹管路の 総延長 A (km)	耐震適合性の ある管の延長 B (km)	耐震 適合率 B/A (%)
H21 年度	100,735	30,483	30.3
H22 年度	97,260	30,128	31.0
H23 年度	97,041	31,647	32.6



## 2 浄水施設の耐震化状況

浄水施設の耐震化率は19.7%で、平成22年度（18.7%）から1.0ポイント上昇した。浄水施設は施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路や配水池に比べ耐震化が進んでいない状況となっている（P16<別紙2>参照）

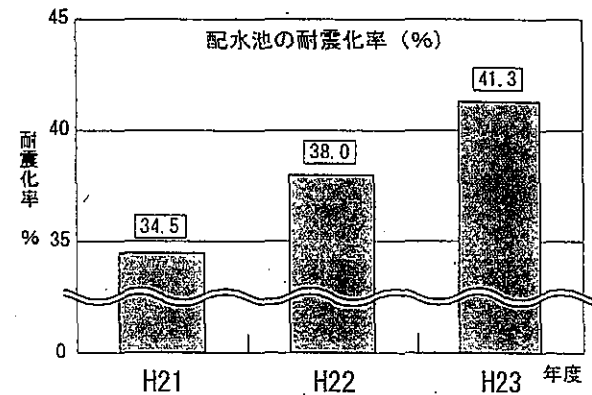
	全施設能力 A (千m <sup>3</sup> /日)	耐震化能力 B (千m <sup>3</sup> /日)	耐震化率 B/A(%)
H21年度	70,193	11,806	16.8
H22年度	70,210	13,123	18.7
H23年度	70,232	13,801	19.7



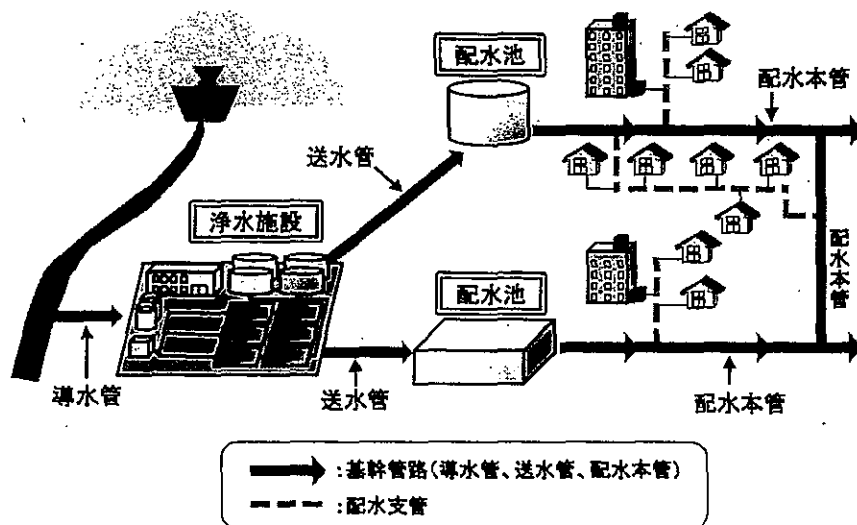
## 3 配水池の耐震化状況

配水池の耐震化率は41.3%で、平成22年度（38.0%）から3.3ポイント上昇した。浄水施設に比べ耐震化が進んでいるのは、個々の配水池毎に改修が行いやすいためと考えられる（P17<別紙3>参照）。

	全施設容量 A (千m <sup>3</sup> )	耐震化容量 B (千m <sup>3</sup> )	耐震化率 B/A(%)
H21年度	38,848	13,391	34.5
H22年度	39,681	15,097	38.0
H23年度	39,768	16,416	41.3



<補足説明1> 一般的な水道施設の説明



注) 上水道事業の中には、水道用水供給事業から全量を受水して基幹管路を持たない事業もある。

<補足説明2> 基幹管路の耐震適合性について

管路の場合、管自体の耐震性能に加えて、その管が布設された地盤の性状（例えば軟弱地盤、液状化しやすい埋立地など）によって、その耐震性が大きく左右される。

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のことをいう。それに対して、耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」と呼んでいる。

<補足説明3> 東日本大震災による被災地の集計について

東日本大震災により甚大な被害を受けた東北地方沿岸部の一部の水道事業者においては、データが散逸するなどにより集計ができなかったため、平成23年度末時点の調査結果には含まれていない。

また、被害を受けた水道施設に関しては、平成23年度末時点で、今後復旧等により稼働し得る可能性のあるものを、その施設の被災前の耐震化の状況に基づいて計上している。

例1) 津波によって浄水施設が被災し、平成23年度末時点で使用できない状態であっても、今後復旧を予定しているものは、被災前の耐震化状況に基づき計上。

例2) 地震によって破損した非耐震管の送水管を、今後耐震管で布設替える場合であっても、被災前の非耐震管として計上。

<参考> 水道耐震化への支援策

○財政的支援 ～ 国庫補助による建設事業費の負担軽減

- ・耐震化に関する国庫補助対象の追加と補助率の引上げ（平成2年度以来随時）
- ・平成24年度耐震化関連当初予算額201億円、補助率1/3～1/2

○技術的支援 ～ 計画的な耐震化実施のための手引き書類の整備

- ・「水道の耐震化計画等策定指針」（H20.3 厚生労働省）
- ・「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（H21.7 厚生労働省）
- ・「水道施設耐震工法指針・解説2009」（日本水道協会）ほか

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-1 都道府県別一覧表 ※1

都道府県名	平成23年度					(参考)H22年度		耐震適合率の差 ※2 (H23-H22)
	総延長 (km)	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)	耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)	
		(km)	耐震管の延長 (km)					
(A)	(B)	(C)		(C)/(A)			①-②	
北海道	5,199.5	1,928.5	1,100.0	37.1	21.2	36.4	20.3	0.7
青森県	907.9	479.1	365.0	52.8	40.2	47.6	39.4	5.2
岩手県	1,215.4	478.7	233.4	39.4	19.2	36.9	18.2	2.5
宮城県	1,882.9	893.9	582.0	47.5	30.9	47.2	30.7	0.3
秋田県	2,122.3	465.5	284.1	21.9	13.4	20.9	12.8	1.0
山形県	1,122.8	437.4	342.8	39.0	30.5	36.5	28.0	2.5
福島県	1,938.6	769.1	270.0	39.7	13.9	41.1	14.0	-1.4
茨城県	2,786.4	840.3	289.0	30.2	10.4	29.2	9.7	1.0
栃木県	1,628.7	480.9	92.7	29.5	5.7	29.0	5.1	0.5
群馬県	1,764.8	712.0	100.8	40.3	5.7	39.4	5.2	0.9
埼玉県	4,065.8	1,306.0	845.6	32.1	20.8	30.6	20.0	1.5
千葉県	2,277.9	1,175.4	578.4	51.6	25.4	48.1	24.8	3.5
東京都	3,317.1	1,156.6	1,139.8	34.9	34.4	30.7	30.2	4.2
神奈川県	3,230.0	1,979.8	1,551.4	61.3	48.0	60.9	47.5	0.4
新潟県	2,733.9	808.0	486.7	29.6	17.8	27.4	15.6	2.2
富山県	667.3	214.4	207.0	32.1	31.0	31.3	30.1	0.8
石川県	981.2	352.0	288.6	35.9	29.4	32.6	26.3	3.3
福井県	1,300.7	359.1	136.9	27.6	10.5	27.1	10.0	0.5
山梨県	1,150.7	294.8	79.9	25.6	6.9	25.1	5.9	0.5
長野県	3,142.1	745.6	429.9	23.7	13.7	20.6	12.0	3.1
岐阜県	2,705.0	884.9	447.1	32.7	16.5	32.1	15.9	0.6
静岡県	3,777.1	1,199.9	740.6	31.8	19.6	30.7	18.6	1.1
愛知県	3,605.3	1,836.8	1,286.1	50.9	35.7	45.9	32.8	5.0
三重県	3,151.4	801.4	290.3	25.4	9.2	22.1	7.8	3.3
滋賀県	1,266.3	307.0	224.6	24.2	17.7	24.0	18.8	0.2
京都府	1,334.3	370.0	328.3	27.7	24.6	26.3	23.7	1.4
大阪府	2,839.2	868.4	755.1	30.6	26.6	28.5	25.7	2.1
兵庫県	5,541.1	2,245.5	1,248.7	40.5	22.5	39.9	22.2	0.6
奈良県	2,040.0	705.2	403.3	34.6	19.8	35.8	18.6	-1.2
和歌山県	1,386.7	285.1	146.7	20.6	10.6	20.1	10.2	0.5
鳥取県	388.1	88.0	88.0	22.7	22.7	22.0	22.0	0.7
島根県	847.2	256.8	139.8	30.3	16.5	22.0	10.5	8.3
岡山県	2,242.0	344.2	293.0	15.4	13.1	11.4	11.1	4.0
広島県	2,268.6	561.1	552.0	24.7	24.3	26.3	25.9	-1.6
山口県	980.3	251.8	173.2	25.7	17.7	25.8	19.6	-0.1
徳島県	906.4	194.0	137.4	21.4	15.2	20.6	14.3	0.8
香川県	1,246.3	405.4	126.2	32.5	10.1	30.8	10.3	1.7
愛媛県	1,269.2	254.5	145.5	20.1	11.5	16.6	10.0	3.5
高知県	432.8	147.7	75.3	34.1	17.4	33.3	16.2	0.8
福岡県	4,297.0	1,332.3	469.3	31.0	10.9	28.0	10.3	3.0
佐賀県	1,261.0	285.6	163.8	22.6	13.0	21.5	12.3	1.1
長崎県	2,089.7	476.3	197.6	22.8	9.5	25.3	9.7	-2.5
熊本県	1,685.1	331.5	236.9	19.7	14.1	18.9	13.4	0.8
大分県	627.7	189.2	105.9	30.1	16.9	29.0	16.2	1.1
宮崎県	1,392.7	294.0	169.9	21.1	12.2	17.1	9.7	4.0
鹿児島県	2,246.9	436.6	192.3	19.4	8.6	18.6	7.8	0.8
沖縄県	1,777.5	416.9	305.5	23.5	17.2	22.7	16.8	0.8
合計	97,040.9	31,647.2	18,846.4	32.6	19.4	31.0	18.4	1.6

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業が有している基幹管路の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震適合率が昨年度に比べ減少した主な理由は、地盤等の管路の布設条件を勘案して耐震適合性の判断基準を厳密化したこと、集計ミス等の修正等による。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成23年度				
			総延長 (m)	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)
				(A)	(B)		
1	北海道	函館市	150,512	81,522	57,744	54.2	38.4
2	北海道	岩見沢市	130,643	10,607	10,607	8.1	8.1
3	北海道	小樽市	121,180	26,050	26,050	21.5	21.5
4	北海道	室蘭市	81,209	45,097	45,097	55.5	55.5
5	北海道	稚内市	74,503	69,503	30,894	93.3	41.5
6	北海道	釧路市	94,423	34,124	34,124	36.1	36.1
7	北海道	札幌市	479,053	168,756	168,756	35.2	35.2
8	北海道	旭川市	122,000	77,329	7,154	63.4	5.9
9	北海道	苫小牧市	93,539	55,880	55,880	59.7	59.7
10	北海道	北見市	289,029	63,032	24,336	21.8	8.4
11	北海道	帯広市	119,023	42,299	25,405	35.5	21.3
12	北海道	千歳市	61,617	27,245	12,431	44.2	20.2
13	北海道	江別市	102,535	34,870	6,829	34.0	6.7
14	北海道	三笠市	4,683	3,738	3,362	79.8	71.8
15	北海道	登別市	5,916	1,418	749	24.0	12.7
16	北海道	恵庭市	34,071	22,235	3,139	65.3	9.2
17	北海道	北広島市	55,795	17,480	17,480	31.3	31.3
18	北海道	石狩市	76,808	53,641	37,092	69.8	48.3
19	北海道	中空知広域水道企業団	40,019	40,019	7,835	100.0	19.6
20	青森県	弘前市	53,026	33,553	16,336	63.3	30.8
21	青森県	八戸圏域水道企業団	260,608	185,311	185,311	71.1	71.1
22	青森県	五所川原市	17,660	11,410	11,410	64.6	64.6
23	青森県	青森市	121,157	69,650	30,577	57.5	25.2
24	岩手県	盛岡市	124,543	83,958	35,518	67.4	28.5
25	岩手県	一関市	57,082	20,558	20,558	36.0	36.0
26	岩手県	花巻市	26,863	9,799	3,566	36.5	13.3
27	岩手県	奥州市	180,059	46,777	34,308	26.0	19.1
28	岩手県	北上市	38,272	15,214	15,214	39.8	39.8
29	宮城県	塩竈市	53,367	33,336	31,303	62.5	58.7
30	宮城県	仙台市	467,918	340,862	211,898	72.8	45.3
31	宮城県	気仙沼市	95,692	6,716	6,716	7.0	7.0
32	宮城県	多賀城市	26,236	4,284	4,284	16.3	16.3
33	宮城県	岩沼市	45,588	32,067	22,633	70.3	49.6
34	宮城県	名取市	28,707	15,705	15,705	54.7	54.7
35	宮城県	石巻地方広域水道企業団	187,241	51,647	51,647	27.6	27.6
36	宮城県	登米市	47,605	34,579	15,452	72.6	32.5
37	宮城県	栗原市	35,433	7,011	7,011	19.8	19.8
38	宮城県	大崎市	86,193	12,908	12,908	15.0	15.0
39	秋田県	秋田市	248,532	107,509	107,509	43.3	43.3
40	秋田県	由利本荘市	93,305	14,652	13,947	15.7	14.9
41	秋田県	横手市	141,290	34,454	34,454	24.4	24.4
42	秋田県	大館市	45,148	38,343	9,921	84.9	22.0
43	山形県	山形市	112,292	47,972	47,972	42.7	42.7
44	山形県	天童市	29,539	8,222	8,137	27.8	27.5
45	山形県	米沢市	66,272	8,823	8,823	13.3	13.3
46	山形県	酒田市	71,364	37,041	37,041	51.9	51.9
47	山形県	鶴岡市	157,034	33,606	33,606	21.4	21.4
48	福島県	郡山市	123,860	78,830	78,830	63.6	63.6
49	福島県	いわき市	220,349	78,376	78,376	35.6	35.6
50	福島県	福島市	118,319	102,779	9,495	86.9	8.0
51	福島県	会津若松市	49,508	16,564	14,139	33.5	28.6
52	福島県	須賀川市	52,496	22,383	1,981	42.6	3.8
53	福島県	白河市	17,731	12,191	1,404	68.8	7.9
54	福島県	伊達市	78,675	32,014	0	40.7	0.0

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成23年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(%)	(%)			
55	福島県	相馬地方広域水道企業団	36,022	21,680	314	60.2	0.9
56	福島県	双葉地方水道企業団	63,954	41,042	9,120	64.2	14.3
57	茨城県	水戸市	162,287	60,106	26,465	37.0	16.3
58	茨城県	日立市	56,873	28,569	28,569	50.2	50.2
59	茨城県	ひたちなか市	42,471	34,795	4,480	81.9	10.5
60	茨城県	土浦市	47,175	7,981	7,981	16.9	16.9
61	茨城県	古河市	33,364	11,069	11,069	33.2	33.2
62	茨城県	結城市	6,246	6,172	0	98.8	0.0
63	茨城県	茨城県南水道企業団	0	0	0	—	—
64	茨城県	湖北水道企業団	21,052	7,837	1,759	37.2	8.4
65	茨城県	那珂市	7,288	913	913	12.5	12.5
66	茨城県	つくば市	33,481	17,938	17,938	53.6	53.6
67	茨城県	守谷市	17,905	3,709	3,709	20.7	20.7
68	茨城県	神栖市	17,320	0	0	0.0	0.0
69	茨城県	常総市	16,188	858	858	5.3	5.3
70	茨城県	筑西市	18,536	7,276	557	39.3	3.0
71	茨城県	笠間市	25,430	678	0	2.7	0.0
72	栃木県	宇都宮市	154,208	73,035	7,708	47.4	5.0
73	栃木県	日光市(今市)	90,282	28,944	881	32.1	1.0
74	栃木県	鹿沼市	84,192	17,355	3,274	20.6	3.9
75	栃木県	佐野市	32,297	6,900	4,182	21.4	12.9
76	栃木県	小山市	46,639	27,971	0	60.0	0.0
77	栃木県	真岡市	19,358	13,237	958	68.4	4.9
78	栃木県	大田原市	48,714	14,056	1,245	28.9	2.6
79	栃木県	芳賀中部上水道企業団	31,296	30,865	44	98.6	0.1
80	栃木県	那須塩原市	119,819	23,645	19,706	19.7	16.4
81	群馬県	高崎市	242,060	106,890	1,234	44.2	0.5
82	群馬県	前橋市	196,228	88,339	1,575	45.0	0.8
83	群馬県	桐生市	62,777	32,537	3,642	51.8	5.8
84	群馬県	太田市	134,285	64,771	33,192	48.2	24.7
85	群馬県	伊勢崎市	87,688	46,800	5,090	53.4	5.8
86	群馬県	館林市	29,097	19,506	2,195	67.0	7.5
87	群馬県	安中市	18,951	14,377	0	75.9	0.0
88	群馬県	富岡市	45,716	21,374	987	46.8	2.2
89	群馬県	藤岡市	30,577	16,023	116	52.4	0.4
90	群馬県	みどり市	27,447	17,605	4,089	64.1	14.9
91	埼玉県	秩父市	157,988	86,251	7,323	54.6	4.6
92	埼玉県	深谷市	66,983	6,767	6,767	10.1	10.1
93	埼玉県	飯能市	41,084	8,793	6,143	21.4	15.0
94	埼玉県	さいたま市	191,806	138,138	66,369	72.0	34.6
95	埼玉県	所沢市	77,977	53,709	53,709	68.9	68.9
96	埼玉県	川口市	130,559	77,736	77,736	59.5	59.5
97	埼玉県	川越市	65,378	25,766	8,237	39.4	12.6
98	埼玉県	戸田市	12,826	5,632	5,632	43.9	43.9
99	埼玉県	入間市	19,202	19,081	1,663	99.4	8.7
100	埼玉県	羽生市	308,696	181,072	5,638	58.7	1.8
101	埼玉県	草加市	25,118	11,507	11,507	45.8	45.8
102	埼玉県	行田市	32,695	4,552	952	13.9	2.9
103	埼玉県	加須市	136,844	8,172	8,172	6.0	6.0
104	埼玉県	志木市	12,268	2,698	961	22.0	7.8
105	埼玉県	蕨市	6,447	5,215	5,215	80.9	80.9
106	埼玉県	狭山市	81,525	31,741	5,985	38.9	7.3
107	埼玉県	春日部市	64,893	11,162	11,162	17.2	17.2
108	埼玉県	本庄市	50,899	9,578	959	18.8	1.9

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成23年度				
			総延長 (m)	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)
				(A)	(B)		
109	埼玉県	幸手市	33,899	1,184	1,184	3.5	3.5
110	埼玉県	久喜市	24,697	3,802	3,802	15.4	15.4
111	埼玉県	鴻巣市	24,213	18,718	1,184	77.3	4.9
112	埼玉県	白岡町	11,648	1,275	1,275	10.9	10.9
113	埼玉県	吉川市	16,217	10,925	10,925	67.4	67.4
114	埼玉県	越谷・松伏水道企業団	80,410	21,462	21,462	26.7	26.7
115	埼玉県	和光市	36,868	19,911	9,718	54.0	26.4
116	埼玉県	上尾市	44,855	16,566	16,566	36.9	36.9
117	埼玉県	新座市	29,106	5,307	4,425	18.2	15.2
118	埼玉県	ふじみ野市	13,164	7,710	7,710	58.6	58.6
119	埼玉県	朝霞市	53,410	8,676	1,281	16.2	2.4
120	埼玉県	東松山市	47,826	21,667	21,667	45.3	45.3
121	埼玉県	桶川北本水道企業団	70,873	23,269	23,269	32.8	32.8
122	埼玉県	富士見市	29,108	10,474	10,474	36.0	36.0
123	埼玉県	熊谷市	65,402	17,004	10,719	26.0	16.4
124	埼玉県	蓮田市	16,498	4,863	4,863	29.5	29.5
125	埼玉県	三郷市	27,600	6,245	6,245	22.6	22.6
126	埼玉県	八潮市	22,110	3,493	3,493	15.8	15.8
127	埼玉県	坂戸・鶴ヶ島水道企業団	25,332	11,597	8,927	45.8	35.2
128	埼玉県	日高市	22,050	8,102	4,514	36.7	20.5
129	千葉県	千葉県	666,052	348,990	202,239	52.4	30.4
130	千葉県	千葉市	24,585	15,781	9,753	64.2	39.7
131	千葉県	市原市	76,018	34,001	11,137	44.7	14.7
132	千葉県	松戸市	33,182	11,567	3,582	34.9	10.8
133	千葉県	習志野市	26,000	10,615	1,466	40.8	5.6
134	千葉県	野田市	6,804	4,508	0	66.3	0.0
135	千葉県	柏市	53,564	12,475	12,475	23.3	23.3
136	千葉県	流山市	43,373	13,706	12,968	31.6	29.9
137	千葉県	八千代市	54,640	35,329	22,876	64.7	41.9
138	千葉県	我孫子市	33,271	15,320	3,641	46.0	10.9
139	千葉県	木更津市	114,877	14,726	14,726	12.8	12.8
140	千葉県	君津市	69,034	9,165	4,704	13.3	6.8
141	千葉県	袖ヶ浦市	19,411	6,303	3,165	32.5	16.3
142	千葉県	成田市	27,123	20,762	20,731	76.5	76.4
143	千葉県	佐倉市	49,047	23,515	23,515	47.9	47.9
144	千葉県	四街道市	25,813	12,460	3,612	48.3	14.0
145	千葉県	富里市	8,435	6,148	580	72.9	6.9
146	千葉県	銚子市	38,828	21,059	21,059	54.2	54.2
147	千葉県	旭市	691	0	0	0.0	0.0
148	千葉県	山武郡市広域水道企業団	50,697	26,681	9,353	52.6	18.4
149	千葉県	長生郡市広域市町村圏組	68,319	15,542	1,249	22.7	1.8
150	千葉県	三芳水道企業団	13,462	80	80	0.6	0.6
151	東京都	東京都	3,181,253	1,118,549	1,118,549	35.2	35.2
152	神奈川県	横浜市	1,019,417	628,591	504,011	61.7	49.4
153	神奈川県	横須賀市	312,360	215,086	190,754	68.9	61.1
154	神奈川県	川崎市	322,827	263,178	241,455	81.5	74.8
155	神奈川県	小田原市	49,323	25,439	25,439	51.6	51.6
156	神奈川県	神奈川県	642,169	397,541	362,906	61.9	56.5
157	神奈川県	三浦市	34,652	33,265	33,265	96.0	96.0
158	神奈川県	座間市	304,019	56,601	17,095	18.6	5.6
159	神奈川県	秦野市	61,462	12,457	3,704	20.3	6.0
160	新潟県	新潟県	314,451	146,516	94,685	46.6	30.1
161	新潟県	長岡市	653,004	90,823	90,823	13.9	13.9
162	新潟県	三条市	63,336	5,163	5,163	8.2	8.2

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。



〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成23年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)			
163	新潟県	柏崎市	57,078	36,373	27,742	63.7	48.6
164	新潟県	新発田市	39,111	9,241	9,241	23.6	23.6
165	新潟県	燕市	19,976	14,700	12,889	73.6	64.5
166	新潟県	見附市	10,907	558	558	5.1	5.1
167	新潟県	上越市	251,290	72,256	72,256	28.8	28.8
168	新潟県	阿賀野市	32,514	31,172	5,966	95.9	18.3
169	新潟県	南魚沼市	86,428	6,660	6,660	7.7	7.7
170	富山県	富岡市	96,845	27,727	26,566	28.6	27.4
171	富山県	射水市	79,227	56,781	56,781	71.7	71.7
172	富山県	富山市	198,858	46,453	46,453	23.4	23.4
173	富山県	南砺市	35,302	14,073	14,073	39.9	39.9
174	石川県	金沢市	223,810	117,440	96,020	52.5	42.9
175	石川県	小松市	62,341	18,597	18,597	29.8	29.8
176	石川県	七尾市	50,213	12,749	12,749	25.4	25.4
177	石川県	加賀市	110,417	16,029	16,029	14.5	14.5
178	石川県	野々市市	16,661	12,963	8,235	77.8	49.4
179	石川県	白山市	16,019	8,073	2,650	50.4	16.5
180	福井県	福井市	195,266	42,009	42,009	21.5	21.5
181	福井県	鯖江市	38,477	5,720	5,720	14.9	14.9
182	福井県	越前市	39,883	12,845	12,845	32.2	32.2
183	福井県	坂井市	71,242	39,926	10,455	56.0	14.7
184	山梨県	甲府市	82,787	21,613	10,529	26.1	12.7
185	山梨県	南アルプス市	170,530	17,841	17,597	10.5	10.3
186	山梨県	笛吹市	312,487	13,475	13,208	4.3	4.2
187	長野県	長野市	216,683	69,854	69,854	32.2	32.2
188	長野県	上田市	51,798	5,426	1,348	10.5	2.6
189	長野県	松本市	73,771	8,775	1,692	11.9	2.3
190	長野県	須坂市	61,198	2,525	906	4.1	1.5
191	長野県	岡谷市	20,364	1,465	365	7.2	1.8
192	長野県	伊那市	56,801	34,051	987	59.9	1.7
193	長野県	塩尻市	69,189	25,614	2,616	37.0	3.8
194	長野県	長野県	152,907	124,764	49,664	81.6	32.5
195	長野県	飯田市	111,371	21,380	3,006	19.2	2.7
196	岐阜県	多治見市	32,134	5,365	5,365	16.7	16.7
197	岐阜県	岐阜市	121,329	68,125	48,188	56.1	39.7
198	岐阜県	高山市	54,237	15,265	4,445	28.1	8.2
199	岐阜県	中津川市	23,939	9,070	9,070	37.9	37.9
200	岐阜県	土岐市	60,277	36,262	36,262	60.2	60.2
201	岐阜県	美濃加茂市	10,874	112	112	1.0	1.0
202	岐阜県	可児市	68,170	22,090	4,901	32.4	7.2
203	静岡県	掛川市	86,769	29,116	11,891	33.6	13.7
204	静岡県	伊東市	72,072	19,943	19,943	27.7	27.7
205	静岡県	浜松市	239,997	119,050	58,852	49.6	24.5
206	静岡県	静岡市	288,152	90,501	90,501	31.4	31.4
207	静岡県	富士宮市	152,002	63,417	39,246	41.7	25.8
208	静岡県	沼津市	64,158	17,850	6,977	27.8	10.9
209	静岡県	三島市	27,644	16,275	1,582	58.9	5.7
210	静岡県	焼津市	42,469	5,842	5,842	13.8	13.8
211	静岡県	島田市	28,725	3,513	3,141	12.2	10.9
212	静岡県	磐田市	42,768	23,984	14,564	56.1	34.1
213	静岡県	藤枝市	82,055	12,746	12,746	15.5	15.5
214	静岡県	袋井市	201,712	57,491	57,491	28.5	28.5
215	愛知県	名古屋市	568,745	409,491	168,374	72.0	29.6
216	愛知県	豊橋市	116,482	21,344	21,344	18.3	18.3

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成23年度				
			総延長 (m)	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率 (%)	耐震管の割合 (%)
				(A)	(B)		
217	愛知県	半田市	45,229	20,151	20,151	44.6	44.6
218	愛知県	瀬戸市	24,715	12,033	7,138	48.7	28.9
219	愛知県	岡崎市	163,858	74,065	43,467	45.2	26.5
220	愛知県	犬山市	22,288	9,221	1,865	41.4	8.4
221	愛知県	一宮市	55,652	11,122	11,122	20.0	20.0
222	愛知県	蒲都市	58,305	13,509	12,700	23.2	21.8
223	愛知県	豊川市	73,244	36,057	31,170	49.2	42.6
224	愛知県	津島市	10,184	2,724	1,859	26.7	18.3
225	愛知県	豊田市	182,145	66,983	22,637	36.8	12.4
226	愛知県	安城市	48,083	28,074	12,406	58.4	25.8
227	愛知県	春日井市	89,486	58,097	19,106	64.9	21.4
228	愛知県	碧南市	14,812	6,767	6,767	45.7	45.7
229	愛知県	刈谷市	55,358	21,855	21,855	39.5	39.5
230	愛知県	常滑市	63,912	23,861	23,861	37.3	37.3
231	愛知県	東海市	66,055	24,118	10,719	36.5	16.2
232	愛知県	知多市	73,659	6,272	6,272	8.5	8.5
233	愛知県	東浦町	24,724	24,591	2,699	99.5	10.9
234	愛知県	尾張旭市	37,610	20,436	7,361	54.3	19.6
235	愛知県	海部南部水道企業団	108,944	20,546	20,546	18.9	18.9
236	愛知県	大府市	33,761	21,809	7,422	64.6	22.0
237	愛知県	知立市	10,842	1,293	1,293	11.9	11.9
238	愛知県	小牧市	81,104	61,778	33,227	76.2	41.0
239	愛知県	田原市	122,790	28,007	13,615	22.8	11.1
240	愛知県	北名古屋水道企業団	30,731	2,099	2,099	6.8	6.8
241	愛知県	岩倉市	14,803	1,685	1,404	11.4	9.5
242	愛知県	稲沢市	50,339	32,388	32,388	64.3	64.3
243	愛知県	丹羽広域事務組合	6,706	1,368	1,368	20.4	20.4
244	愛知県	西尾市	58,723	18,775	18,775	32.0	32.0
245	愛知県	江南市	57,667	12,167	609	21.1	1.1
246	愛知県	愛知中部水道企業団	124,716	33,463	33,463	26.8	26.8
247	三重県	桑名市	101,878	13,379	13,379	13.1	13.1
248	三重県	津市	134,074	10,803	8,173	8.1	6.1
249	三重県	四日市市	241,198	213,913	28,467	88.7	11.8
250	三重県	伊賀市	205,142	58,361	10,493	28.4	5.1
251	三重県	松阪市	73,892	17,067	5,191	23.1	7.0
252	三重県	伊勢市	17,829	3,443	3,443	19.3	19.3
253	三重県	鈴鹿市	90,568	30,319	30,319	33.5	33.5
254	三重県	名張市	77,023	42,147	6,905	54.7	9.0
255	三重県	志摩市	144,051	36,279	19,394	25.2	13.5
256	滋賀県	大津市	93,002	41,268	24,684	44.4	26.5
257	滋賀県	甲賀市	67,816	8,773	8,773	12.9	12.9
258	滋賀県	彦根市	41,170	7,518	7,518	18.3	18.3
259	滋賀県	草津市	110,158	21,761	18,640	19.8	16.9
260	滋賀県	栗東市	107,983	31,683	17,291	29.3	16.0
261	滋賀県	長浜水道企業団(長浜)	45,662	11,151	5,436	24.4	11.9
262	滋賀県	湖南市	45,256	2,824	2,824	6.2	6.2
263	滋賀県	近江八幡市	16,847	6,771	743	40.2	4.4
264	滋賀県	野洲市	6,186	4,673	2,368	75.5	38.3
265	滋賀県	守山市	9,949	8,851	5,554	89.0	55.8
266	滋賀県	東近江市	25,047	14,599	14,599	58.3	58.3
267	京都府	京都市	438,639	112,642	112,642	25.7	25.7
268	京都府	長岡京市	48,743	21,376	13,096	43.9	26.9
269	京都府	向日市	16,847	3,057	592	18.1	3.5
270	京都府	宇治市	60,232	11,299	2,420	18.8	4.0

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成23年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)			
271	京都府	城陽市	39,643	7,378	7,378	18.6	18.6
272	京都府	八幡市	80,213	16,242	10,966	20.2	13.7
273	京都府	京田辺市	22,680	4,840	4,840	21.3	21.3
274	京都府	亀岡市	60,324	23,273	23,273	38.6	38.6
275	京都府	福知山市	76,083	32,196	27,909	42.3	36.7
276	京都府	舞鶴市	100,800	39,905	39,905	39.6	39.6
277	大阪府	大阪市	825,142	247,556	247,556	30.0	30.0
278	大阪府	堺市	203,237	46,237	30,993	22.8	15.2
279	大阪府	池田市	33,561	15,284	89	45.5	0.3
280	大阪府	箕面市	71,553	16,868	16,868	23.6	23.6
281	大阪府	豊中市	75,375	39,859	25,891	52.9	34.3
282	大阪府	吹田市	69,861	20,864	20,864	29.9	29.9
283	大阪府	摂津市	21,718	3,273	3,273	15.1	15.1
284	大阪府	茨木市	83,883	54,167	27,277	64.6	32.5
285	大阪府	高槻市	77,026	34,892	20,107	45.3	26.1
286	大阪府	枚方市	56,776	13,187	13,187	23.2	23.2
287	大阪府	寝屋川市	36,312	5,908	5,087	16.3	14.0
288	大阪府	守口市	46,378	13,665	13,665	29.5	29.5
289	大阪府	門真市	19,017	7,998	7,998	42.1	42.1
290	大阪府	大東市	15,691	8,791	6,133	56.0	39.1
291	大阪府	交野市	20,604	8,642	5,359	41.9	26.0
292	大阪府	四條畷市	9,017	4,704	4,704	52.2	52.2
293	大阪府	東大阪市	69,533	11,579	11,579	16.7	16.7
294	大阪府	八尾市	40,753	4,913	4,913	12.1	12.1
295	大阪府	柏原市	26,685	3,277	3,277	12.3	12.3
296	大阪府	松原市	13,626	3,094	3,094	22.7	22.7
297	大阪府	羽曳野市	30,831	12,831	12,831	41.6	41.6
298	大阪府	藤井寺市	12,888	1,728	1,242	13.4	9.6
299	大阪府	大阪狭山市	26,934	10,270	6,407	38.1	23.8
300	大阪府	富田林市	46,303	15,410	15,410	33.3	33.3
301	大阪府	河内長野市	34,656	15,103	15,103	43.6	43.6
302	大阪府	和泉市	28,824	17,305	17,305	60.0	60.0
303	大阪府	泉大津市	2,401	1,664	1,664	69.3	69.3
304	大阪府	高石市	4,552	583	583	12.8	12.8
305	大阪府	岸和田市	32,041	2,871	2,871	9.0	9.0
306	大阪府	貝塚市	15,108	2,184	2,184	14.5	14.5
307	大阪府	泉佐野市	20,802	8,684	8,684	41.7	41.7
308	大阪府	熊取町	7,836	3,919	1,402	50.0	17.9
309	大阪府	泉南市	18,863	4,603	4,603	24.4	24.4
310	大阪府	阪南市	29,463	9,280	217	31.5	0.7
311	兵庫県	神戸市(市街地)	1,098,029	818,121	576,117	74.5	52.5
312	兵庫県	尼崎市	144,495	55,959	55,959	38.7	38.7
313	兵庫県	高砂市	20,729	59	59	0.3	0.3
314	兵庫県	豊岡市	66,551	10,344	10,344	15.5	15.5
315	兵庫県	西宮市	197,806	58,161	58,161	29.4	29.4
316	兵庫県	姫路市	336,187	72,905	48,512	21.7	14.4
317	兵庫県	明石市	121,575	77,344	8,471	63.6	7.0
318	兵庫県	伊丹市	42,343	5,796	5,796	13.7	13.7
319	兵庫県	芦屋市	30,712	18,568	8,507	60.5	27.7
320	兵庫県	三田市	35,173	24,173	5,243	68.7	14.9
321	兵庫県	西播磨水道企業団	330,382	264,920	1,273	80.2	0.4
322	兵庫県	赤穂市(南部)	22,274	224	224	1.0	1.0
323	兵庫県	宝塚市	93,988	18,464	14,006	19.6	14.9
324	兵庫県	加古川市	88,302	18,342	18,342	20.8	20.8

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成23年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)			
325	兵庫県	川西市	27,199	2,505	2,505	9.2	9.2
326	兵庫県	三木市	88,680	25,062	17,844	28.3	20.1
327	兵庫県	小野市	26,764	13,719	2,648	51.3	9.9
328	兵庫県	淡路広域水道企業団	399,510	94,506	88,033	23.7	22.0
329	奈良県	奈良市	200,643	55,831	55,831	27.8	27.8
330	奈良県	大和郡山市	22,817	2,091	139	9.2	0.6
331	奈良県	橿原市	44,829	5,641	3,127	12.6	7.0
332	奈良県	大和高田市	0	0	0	—	—
333	奈良県	天理市	55,330	11,294	11,294	20.4	20.4
334	奈良県	桜井市	31,711	8,400	7,970	26.5	25.1
335	奈良県	生駒市	91,516	34,260	11,869	37.4	13.0
336	奈良県	香芝市	19,146	992	992	5.2	5.2
337	和歌山県	和歌山市	93,518	34,463	34,463	36.9	36.9
338	和歌山県	田辺市	310,865	100,880	48,708	32.5	15.7
339	和歌山県	橋本市	208,457	50,524	18,135	24.2	8.7
340	鳥取県	鳥取市	153,783	58,380	58,379	38.0	38.0
341	鳥取県	米子市	71,428	14,189	14,189	19.9	19.9
342	鳥根県	松江市	55,323	19,093	19,093	34.5	34.5
343	鳥根県	出雲市	61,793	15,056	15,056	24.4	24.4
344	岡山県	総社市	47,183	1,898	1,898	4.0	4.0
345	岡山県	岡山市	254,554	86,608	75,433	34.0	29.6
346	岡山県	津山市	94,702	14,701	10,427	15.5	11.0
347	岡山県	笠岡市	53,200	22,612	20,110	42.5	37.8
348	岡山県	玉野市	56,014	5,808	5,808	10.4	10.4
349	岡山県	倉敷市	145,561	53,009	47,473	36.4	32.6
350	広島県	東広島市	93,352	3,048	3,048	3.3	3.3
351	広島県	廿日市市	21,767	1,325	370	6.1	1.7
352	広島県	広島市	726,857	242,573	242,573	33.4	33.4
353	広島県	呉市	367,920	39,017	39,017	10.6	10.6
354	広島県	福山市	168,832	102,247	102,247	60.6	60.6
355	広島県	尾道市	134,455	36,260	36,260	27.0	27.0
356	広島県	三原市	129,743	36,183	36,183	27.9	27.9
357	山口県	下関市	190,892	29,588	29,588	15.5	15.5
358	山口県	宇部市	70,391	39,845	14,609	56.6	20.8
359	山口県	山口市	69,587	25,727	25,727	37.0	37.0
360	山口県	周南市	56,186	5,875	5,875	10.5	10.5
361	山口県	防府市	44,295	16,012	16,012	36.1	36.1
362	山口県	下松市	13,320	10,197	2,551	76.6	19.2
363	山口県	岩国市	45,492	8,274	8,274	18.2	18.2
364	山口県	山陽小野田市	39,501	14,306	14,306	36.2	36.2
365	山口県	光市	21,276	12,870	12,870	60.5	60.5
366	徳島県	徳島市	128,739	56,503	56,503	43.9	43.9
367	徳島県	鳴門市	44,914	7,790	7,790	17.3	17.3
368	香川県	高松市	216,599	73,226	32,981	33.8	15.2
369	香川県	丸亀市	97,905	11,509	11,509	11.8	11.8
370	香川県	坂出市	24,541	231	231	0.9	0.9
371	香川県	観音寺市	38,858	1,545	1,545	4.0	4.0
372	香川県	さぬき市	81,673	39,748	7,532	48.7	9.2
373	香川県	三豊市	211,405	50,125	4,139	23.7	2.0
374	愛媛県	宇和島市	178,511	15,454	15,454	8.7	8.7
375	愛媛県	松山市	239,310	45,624	31,239	19.1	13.1
376	愛媛県	今治市	74,725	47,693	20,221	63.8	27.1
377	愛媛県	四国中央市	19,564	377	377	1.9	1.9
378	高知県	高知市	144,347	26,737	26,737	18.5	18.5

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-2 大臣認可事業(上水道事業)別※

	都道府県名	事業主体名	平成23年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(%)	(%)			
379	福岡県	北九州市	599,760	193,309	123,709	32.2	20.6
380	福岡県	福岡市	475,930	270,313	93,799	56.8	19.7
381	福岡県	大牟田市	99,697	20,978	17,286	21.0	17.3
382	福岡県	久留米市	95,018	13,988	13,988	14.7	14.7
383	福岡県	直方市	70,875	49,013	7,531	69.2	10.6
384	福岡県	飯塚市	541,183	14,756	12,005	2.7	2.2
385	福岡県	田川市	55,252	5,464	2,777	9.9	5.0
386	福岡県	柳川市	8,797	4,846	4,846	55.1	55.1
387	福岡県	大川市	4,576	14	14	0.3	0.3
388	福岡県	行橋市	140,786	51,152	7,472	36.3	5.3
389	福岡県	中間市	121,981	65,190	7,966	53.4	6.5
390	福岡県	三井水道企業団	24,601	10,760	548	43.7	2.2
391	福岡県	筑紫野市	59,643	962	610	1.6	1.0
392	福岡県	春日那珂川水道企業団	58,510	49,686	3,658	84.9	6.3
393	福岡県	大野城市	71,756	34,400	1,545	47.9	2.2
394	福岡県	太宰府市	20,408	7,945	7,945	38.9	38.9
395	福岡県	古賀市	23,973	0	0	0.0	0.0
396	福岡県	系島市	156,656	83,328	0	53.2	0.0
397	福岡県	宗像地区事務組合	67,675	23,608	7,525	34.9	11.1
398	佐賀県	佐賀市	13,896	6,439	3,018	46.3	21.7
399	佐賀県	唐津市	223,028	34,956	34,956	15.7	15.7
400	佐賀県	武雄市	106,047	12,363	12,363	11.7	11.7
401	佐賀県	鳥栖市	16,168	5,389	123	33.3	0.8
402	佐賀県	佐賀東部水道企業団	0	0	0	-	-
403	長崎県	長崎市	185,813	97,238	97,238	52.3	52.3
404	長崎県	佐世保市	276,636	53,609	24,441	19.4	8.8
405	長崎県	大村市	74,933	8,027	8,027	10.7	10.7
406	長崎県	諫早市	73,604	26,349	11,613	35.8	15.8
407	熊本県	天草市	132,904	7,687	7,687	5.8	5.8
408	熊本県	荒尾市	124,610	20,891	20,891	16.8	16.8
409	大分県	大分市	141,562	88,266	49,967	62.4	35.3
410	大分県	別府市	198,587	49,620	24,856	25.0	12.5
411	大分県	中津市	7,009	278	0	4.0	0.0
412	宮崎県	宮崎市	227,640	70,140	70,048	30.8	30.8
413	宮崎県	延岡市	58,474	14,395	14,395	24.6	24.6
414	宮崎県	日向市	20,288	13,699	13,699	67.5	67.5
415	鹿児島県	鹿児島市	402,593	157,678	108,068	39.2	26.8
416	鹿児島県	鹿屋市(鹿屋串良)	219,596	127,013	5,773	57.8	2.6
417	鹿児島県	薩摩川内市(川内)	40,697	2,692	2,692	6.6	6.6
418	鹿児島県	霧島市	106,272	18,544	18,544	17.4	17.4
419	沖縄県	那覇市	117,222	19,935	19,935	17.0	17.0
420	沖縄県	名護市	72,136	10,673	10,673	14.8	14.8
421	沖縄県	宜野湾市	19,657	3,899	3,899	19.8	19.8
422	沖縄県	浦添市	50,554	4,646	4,646	9.2	9.2
423	沖縄県	南部水道企業団	59,751	13,675	13,675	22.9	22.9
424	沖縄県	うるま市	95,987	12,801	12,801	13.3	13.3
425	沖縄県	糸満市	84,933	2,065	0	2.4	0.0
426	沖縄県	豊見城市	23,777	2,227	2,227	9.4	9.4
427	沖縄県	沖縄市	31,732	4,749	2,176	15.0	6.9

※大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなどの比較的大規模な水道事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-3 大臣認可事業(水道用水供給事業)別※

	都道府県名	事業体名	平成23年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)			
1	北海道	桂沢水道企業団	32,331	20,939	20,939	64.8	64.8
2	北海道	石狩東部広域水道企業団	34,767	29,301	5,496	84.3	15.8
3	北海道	十勝中部広域水道企業団	105,839	85,989	986	81.2	0.9
4	北海道	石狩西部広域水道企業団	44,312	44,312	35,063	100.0	79.1
5	青森県	津軽広域水道企業団	93,674	60,399	31,649	64.5	33.8
6	岩手県	岩手中部広域水道企業団	65,131	25,641	25,641	39.4	39.4
7	岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	54,259	27,216	27,216	50.2	50.2
8	宮城県	宮城県(大崎)	131,626	83,944	23,790	63.8	18.1
9	宮城県	宮城県(仙南・仙塩)	201,376	160,568	108,859	79.7	54.1
10	山形県	山形県(村山)	113,233	80,733	57,965	71.3	51.2
11	山形県	山形県(置賜)	61,979	25,139	20,550	40.6	33.2
12	山形県	山形県(庄内)	66,116	61,506	45,638	93.0	69.0
13	福島県	会津若松地方広域市町村	40,736	5,706	5,706	14.0	14.0
14	福島県	福島地方水道用水供給企業団	122,183	113,232	8,227	92.7	6.7
15	茨城県	茨城県(県南)	184,336	132,736	58,443	72.0	31.7
16	茨城県	茨城県(県西)	246,993	52,671	8,455	21.3	3.4
17	茨城県	茨城県(鹿行)	166,923	62,436	10,907	37.4	6.5
18	茨城県	茨城県(県中央)	188,885	119,004	70,970	63.0	37.6
19	栃木県	栃木県(北那須)	28,562	18,960	366	66.4	1.3
20	栃木県	栃木県(鬼怒)	35,514	11,715	2,196	33.0	6.2
21	群馬県	群馬県(県央第一)	32,130	31,929	8,245	99.4	25.7
22	群馬県	群馬県(新田山田)	18,236	18,236	436	100.0	2.4
23	群馬県	群馬県(県央第二)	96,320	82,748	24,648	85.9	25.6
24	群馬県	群馬県(東部地域)	40,573	40,295	460	99.3	1.1
25	埼玉県	埼玉県	776,667	293,398	293,398	37.8	37.8
26	千葉県	九十九里地域水道企業団	85,567	58,286	31,850	68.1	37.2
27	千葉県	北千葉広域水道企業団	114,419	104,519	28,377	91.3	24.8
28	千葉県	東総広域水道企業団	32,464	18,671	8,211	57.5	25.3
29	千葉県	君津広域水道企業団	82,187	52,776	17,057	64.2	20.8
30	千葉県	印旛郡市広域市町村圏組	60,607	39,802	20,446	65.7	33.7
31	千葉県	南房総広域水道企業団	173,286	165,143	70,293	95.3	40.6
32	神奈川県	神奈川県内広域水道(企)	231,130	228,800	128,472	99.0	55.6
33	新潟県	新潟東港地域水道用水(企)	43,516	22,082	16,686	50.7	38.3
34	新潟県	三条地域水道用水供給(企)	64,667	64,667	33,559	100.0	51.9
35	新潟県	上越地域水道用水供給(企)	101,438	32,287	19,115	31.8	18.8
36	富山県	富山県(西部)	43,958	29,356	29,356	66.8	66.8
37	富山県	砺波広域圏事務組合	30,024	2,817	2,817	9.4	9.4
38	富山県	富山県(熊野川) [未供用]	0	0	0	-	-
39	富山県	富山県(東部) [未供用]	0	0	0	-	-
40	石川県	石川県	185,355	79,114	79,114	42.7	42.7
41	福井県	福井県(坂井)	39,784	14,900	701	37.5	1.8
42	福井県	福井県(日野川)	60,613	60,613	5,009	100.0	8.3
43	山梨県	峡北地域広域水道企業団	84,927	58,945	0	69.4	0.0
44	長野県	長野県	48,390	37,145	30,852	76.8	63.8
45	長野県	長野県上伊那広域水道企業団	70,243	64,385	17,353	91.7	24.7
46	岐阜県	岐阜県	149,764	91,033	91,033	60.8	60.8
47	静岡県	静岡県(榛南)	29,299	2,653	2,653	9.1	9.1
48	静岡県	静岡県(遠州)	278,451	105,713	105,713	38.0	38.0
49	静岡県	静岡県(駿豆)	24,144	12,438	12,438	51.5	51.5
50	静岡県	大井川広域水道企業団	190,673	77,524	61,654	40.7	32.3
51	愛知県	愛知県	771,660	616,490	616,490	79.9	79.9
52	三重県	三重県(北中勢)	305,013	188,086	79,810	61.7	26.2
53	三重県	三重県(南勢志摩)	118,109	70,731	31,805	59.9	26.9
54	滋賀県	滋賀県	200,053	60,070	60,070	30.0	30.0

※大臣認可事業(水道用水供給事業)とは、一日最大給水量が25,000m<sup>3</sup>を超える比較的大規模な水道用水供給事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙1〉基幹管路の耐震化状況(平成23年度末)

1-3 大臣認可事業(水道用水供給事業)別※

	都道府県名	事業体名	平成23年度				
			総延長	耐震適合性のある管の延長		耐震適合率	耐震管の割合
				(m)	(m)		
(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)			
55	京都府	京都府	86,623	37,232	37,232	43.0	43.0
56	大阪府	大阪広域水道企業団	567,781	165,875	165,875	29.2	29.2
57	兵庫県	阪神水道企業団	167,373	96,081	96,081	57.4	57.4
58	兵庫県	兵庫県	260,600	176,733	93,424	67.8	35.8
59	奈良県	奈良県	296,397	219,977	177,668	74.2	59.9
60	島根県	島根県(島根県)	125,443	93,836	55,739	74.8	44.4
61	島根県	島根県(江の川)	58,715	47,439	3,986	80.8	6.8
62	岡山県	岡山県南部水道企業団	92,377	48,072	48,072	52.0	52.0
63	岡山県	備南水道企業団	24,623	4,778	4,778	19.4	19.4
64	岡山県	岡山県西南水道企業団	26,083	8,951	1,967	34.3	7.5
65	岡山県	岡山県広域水道企業団	317,962	48,091	47,565	15.1	15.0
66	広島県	広島県(広島)	207,128	41,803	41,803	20.2	20.2
67	広島県	広島県(広島西部)	40,245	16,051	16,051	39.9	39.9
68	広島県	広島県(沼田川)	113,135	24,333	24,333	21.5	21.5
69	山口県	柳井地域広域水道企業団	112,118	56,215	10,511	50.1	9.4
70	香川県	香川県	305,146	193,735	44,426	63.5	14.6
71	愛媛県	南予水道企業団	55,594	2,569	2,569	4.6	4.6
72	福岡県	福岡県南広域水道企業団	154,940	83,814	15,868	54.1	10.2
73	福岡県	福岡地区水道企業団	184,569	29,277	29,277	15.9	15.9
74	福岡県	田川地区水道企業団	57,730	34,551	0	59.8	0.0
75	佐賀県	佐賀東部水道企業団	121,076	59,845	39,445	49.4	32.6
76	佐賀県	佐賀西部広域水道企業団	86,088	69,277	39,927	80.5	46.4
77	長崎県	長崎県南部広域水道企業団	9,961	9,961	0	100.0	0.0
78	沖縄県	沖縄県	720,548	312,348	206,872	43.3	28.7

※大臣認可事業(水道用水供給事業)とは、一日最大給水量が25,000m3を超える比較的大規模な水道用水供給事業をいう。  
ただし、北海道は平成21年度以降すべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載。

〈別紙2〉浄水施設の耐震化状況(平成23年度末)

都道府県別一覧表 ※1

都道府県名	H23年度			(参考)H22年度			耐震化率の 差 ※2 (H23-H22) ①-②
	全施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	耐震化能力 (m <sup>3</sup> /日)	耐震化率 (%)	全施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	耐震化能力 (m <sup>3</sup> /日)	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B)/(A)=①	(C)	(D)	(D)/(C)=②	
北海道	2,497,475	328,689	13.2	2,505,205	316,389	12.6	0.6
青森県	689,671	160,517	23.3	685,835	159,291	23.2	0.1
岩手県	560,958	110,986	19.8	548,277	87,532	16.0	3.8
宮城県	1,216,452	92,320	7.6	1,217,322	91,220	7.5	0.1
秋田県	480,637	66,738	13.9	491,993	51,381	10.4	3.5
山形県	674,570	104,318	15.5	648,123	98,493	15.2	0.3
福島県	1,094,554	169,090	15.4	1,080,077	155,090	14.4	1.0
茨城県	1,357,884	54,659	4.0	1,360,476	54,659	4.0	0.0
栃木県	1,004,587	253,968	25.3	1,034,099	230,060	22.2	3.1
群馬県	1,343,901	65,111	4.8	1,342,288	39,645	3.0	1.8
埼玉県	4,483,960	407,076	9.1	4,488,266	429,950	9.6	-0.5
千葉県	2,759,072	956,271	34.7	2,762,502	944,551	34.2	0.5
東京都	6,972,700	30,410	0.4	6,972,700	30,410	0.4	0.0
神奈川県	5,659,928	1,196,977	21.1	5,659,928	1,196,977	21.1	0.0
新潟県	1,511,923	207,695	13.7	1,530,784	166,047	10.8	2.9
富山県	554,299	224,266	40.5	550,051	219,617	39.9	0.6
石川県	795,468	534,405	67.2	797,040	441,755	55.4	11.8
福井県	512,001	93,436	18.2	512,001	93,436	18.2	0.0
山梨県	541,305	73,772	13.6	540,507	71,382	13.2	0.4
長野県	1,235,058	218,684	17.7	1,273,135	203,621	16.0	1.7
岐阜県	1,160,007	499,717	43.1	1,149,692	462,057	40.2	2.9
静岡県	2,390,558	488,465	20.4	2,397,703	480,875	20.1	0.3
愛知県	3,857,275	1,345,165	34.9	3,893,475	1,330,365	34.2	0.7
三重県	1,255,798	779,286	62.1	1,258,273	779,132	61.9	0.2
滋賀県	776,496	61,220	7.9	785,999	49,920	6.4	1.5
京都府	1,549,585	271,446	17.5	1,546,233	126,346	8.2	9.3
大阪府	5,461,809	795,850	14.6	5,462,779	1,195,850	21.9	-7.3
兵庫県	3,280,258	1,341,674	40.9	3,286,980	1,331,576	40.5	0.4
奈良県	926,328	516,400	55.7	928,978	283,600	30.5	25.2
和歌山県	661,421	87,298	13.2	656,121	116,089	17.7	-4.5
鳥取県	286,945	115,704	40.3	289,605	111,604	38.5	1.8
島根県	312,053	84,295	27.0	293,221	60,245	20.5	6.5
岡山県	1,066,235	254,357	23.9	1,063,555	254,357	23.9	0.0
広島県	1,523,150	37,100	2.4	1,514,611	35,500	2.3	0.1
山口県	848,449	83,967	9.9	851,906	83,967	9.9	0.0
徳島県	509,389	94,835	18.6	509,389	94,835	18.6	0.0
香川県	548,039	11,515	2.1	546,729	18,715	3.4	-1.3
愛媛県	689,940	243,796	35.3	702,672	193,779	27.6	7.7
高知県	395,883	46,459	11.7	396,163	46,459	11.7	0.0
福岡県	2,573,850	461,481	17.9	2,530,930	349,131	13.8	4.1
佐賀県	459,122	25,680	5.6	461,584	20,850	4.5	1.1
長崎県	572,533	42,450	7.4	565,611	40,360	7.1	0.3
熊本県	691,412	364,105	52.7	687,292	355,055	51.7	1.0
大分県	482,517	62,300	12.9	482,765	61,744	12.8	0.1
宮崎県	543,410	61,082	11.2	542,435	49,912	9.2	2.0
鹿児島県	750,690	36,432	4.9	741,133	35,562	4.8	0.1
沖縄県	712,633	239,542	33.6	664,033	73,942	11.1	22.5
合計	70,232,188	13,801,009	19.7	70,210,476	13,123,333	18.7	1.0

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業が有している浄水施設の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べて減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないことが判明したこと、集計ミスの修正等による。



〈別紙3〉配水池の耐震化状況(平成23年度末)

都道府県別一覧表 ※1

都道府県名	H23年度			(参考)H22年度			耐震化率の 差 ※2 (H23-H22) ①-②
	全施設容量 (m <sup>3</sup> )	耐震化容量 (m <sup>3</sup> )	耐震化率 (%)	全施設容量 (m <sup>3</sup> )	耐震化容量 (m <sup>3</sup> )	耐震化率 (%)	
	(A)	(B)	(B)/(A)=①	(C)	(D)	(D)/(C)=②	
北海道	1,377,046	522,404	37.9	1,397,735	486,770	34.8	3.1
青森県	414,919	128,597	31.0	405,707	122,297	30.1	0.9
岩手県	354,648	97,287	27.4	331,777	87,383	26.3	1.1
宮城県	962,320	260,423	27.1	931,032	179,123	19.2	7.9
秋田県	236,300	96,792	41.0	242,245	91,687	37.8	3.2
山形県	336,246	121,425	36.1	321,719	109,592	34.1	2.0
福島県	579,524	121,613	21.0	582,415	120,094	20.6	0.4
茨城県	617,349	236,350	38.3	579,329	231,840	40.0	-1.7
栃木県	628,443	165,663	26.4	601,262	118,164	19.7	6.7
群馬県	673,103	237,199	35.2	671,807	217,999	32.4	2.8
埼玉県	2,555,761	1,004,993	39.3	2,755,761	902,661	32.8	6.5
千葉県	1,797,783	801,848	44.6	1,763,376	806,449	45.7	-1.1
東京都	3,283,900	1,887,031	57.5	3,275,400	1,788,231	54.6	2.9
神奈川県	2,979,565	1,030,800	34.6	2,980,765	909,265	30.5	4.1
新潟県	718,339	197,353	27.5	713,332	194,349	27.2	0.3
富山県	312,502	115,332	36.9	311,160	106,951	34.4	2.5
石川県	399,290	148,749	37.3	397,615	142,113	35.7	1.6
福井県	247,789	73,026	29.5	247,907	73,026	29.5	0.0
山梨県	228,208	105,712	46.3	324,060	104,782	32.3	14.0
長野県	828,174	207,344	25.0	793,972	192,522	24.2	0.8
岐阜県	534,755	270,524	50.6	512,549	258,582	50.5	0.1
静岡県	1,227,329	614,540	50.1	1,225,805	560,555	45.7	4.4
愛知県	2,161,126	1,686,625	78.0	2,149,380	1,640,779	76.3	1.7
三重県	764,236	362,841	47.5	768,934	386,928	50.3	-2.8
滋賀県	416,908	188,368	45.2	415,984	185,868	44.7	0.5
京都府	824,652	276,991	33.6	825,635	212,595	25.7	7.9
大阪府	3,322,969	1,017,528	30.6	3,323,663	967,309	29.1	1.5
兵庫県	1,924,494	1,016,505	52.8	1,915,588	944,255	49.3	3.5
奈良県	642,972	343,040	53.4	643,494	297,340	46.2	7.2
和歌山県	353,388	106,130	30.0	351,717	98,792	28.1	1.9
鳥取県	189,717	58,722	31.0	184,937	46,487	25.1	5.9
島根県	174,487	70,654	40.5	156,309	44,365	28.4	12.1
岡山県	707,381	346,131	48.9	750,064	335,068	44.7	4.2
広島県	982,415	254,248	25.9	963,280	216,265	22.5	3.4
山口県	465,172	121,685	26.2	467,495	116,670	25.0	1.2
徳島県	221,261	57,363	25.9	199,704	55,423	27.8	-1.9
香川県	426,388	156,330	36.7	426,288	129,116	30.3	6.4
愛媛県	387,939	167,208	43.1	385,037	143,295	37.2	5.9
高知県	173,703	42,350	24.4	185,200	33,350	18.0	6.4
福岡県	1,416,237	527,931	37.3	1,330,182	448,860	33.7	3.6
佐賀県	261,961	113,397	43.3	262,537	80,000	30.5	12.8
長崎県	400,897	87,620	21.9	384,506	48,631	12.6	9.3
熊本県	407,468	224,482	55.1	402,962	202,962	50.4	4.7
大分県	337,827	167,484	49.6	336,921	162,775	48.3	1.3
宮崎県	328,986	98,210	29.9	329,422	93,927	28.5	1.4
鹿児島県	559,924	64,516	11.5	554,111	58,816	10.6	0.9
沖縄県	621,995	414,580	66.7	600,488	342,380	57.0	9.7
合計	39,767,796	16,415,944	41.3	39,680,568	15,096,691	38.0	3.3

※1 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業が有している配水池の状況を集計したもの。

※2 一部で耐震化率が昨年度に比べて減少した主な理由は、耐震診断の精度を高めたことにより耐震性が十分でないと判明したこと、集計ミスの修正等による。

## 基礎自治体への権限移譲等

(義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大)

### ■水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準を条例で定めること

### ■水道技術管理者の資格基準を条例で定めること

水道法の一部改正《平成23年8月30日公布(平成24年4月1日施行)》

- 水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準については、水道事業又は水道用水供給事業を営むすべての地方公共団体（地方公共団体の組合含む。）が条例で定めることが原則となる。
- ただし、施行日(平成24年4月1日)から1年を超えない期間において、条例が制定されるまでの間は従前どおり(政令で定める資格(\*1)とみなす)の経過措置を設けている。
- 政令で定めている資格基準については、市町村等の条例で参酌すべき基準(\*2)とする。
- 受託水道業務技術管理者の資格基準は、条例等にかかわらず従前どおり政令で定める資格による。

(\*1)政令で定める資格

従来の資格基準として、水道の布設工事監督者については、水道法施行令第4条(及び施行規則第9条)に、水道技術管理者については、水道法施行令第6条(及び施行規則第14条)による。

(\*2)参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

1

## 基礎自治体への権限移譲等

(専用水道及び簡易専用水道等の権限の移譲)

### ■専用水道及び簡易専用水道に係る権限の移譲

水道法の一部改正《平成23年8月30日公布(平成25年4月1日施行)》

- 施行日(平成25年4月1日)から、専用水道及び簡易専用水道に係る以下の権限をすべての市に移譲すること。
  - ✓ 専用水道の布設工事の設計の確認等
  - ✓ 専用水道の給水開始の届出受理
  - ✓ 専用水道の業務委託の際の届出受理
  - ✓ 改善の指示、給水停止命令、報告徴収及び立入検査

施行日(平成25年4月1日)までの権限は、都道府県、保健所設置市及び特別区であるが、上記以降の権限は、都道府県、すべての市及び特別区となる。

○「専用水道等の権限移譲にかかる積極的な協力・連携について(H24.8.31付け事務連絡)」

【都道府県及びすべての市の水道事業者あてに周知】

- ・都道府県から市へ移譲する際、円滑に事務が移譲されるよう配慮いただきたい。
- ・移譲される市の行政部局において、専門的担当部署を有しない場合等にあつては、水道事業担当部局が積極的に関与し、移譲にかかる体制整備への協力をお願いする。
- ・水道事業担当部局において、事務を掌理する場合には、地方公営企業法適用事業として行う場合との区別に留意しつつ、市が行う水道法に基づく事務として執行する体制を整えていただきたい。

### ■飲用井戸等衛生対策要領の実施主体

・飲用井戸等衛生対策要領の実施主体についても、同じく、「都道府県、市又は特別区」とした。

→専用水道及び簡易専用水道に係る事務がすべての市に移譲されることを踏まえると、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制対象とならない水道の衛生対策についてもすべて市が実施することが適当であるため

2

## 「水道事業等の認可の手引き」の改訂(平成23年10月3日)

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等にあたっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組む

「水道事業等の認可の手引き」

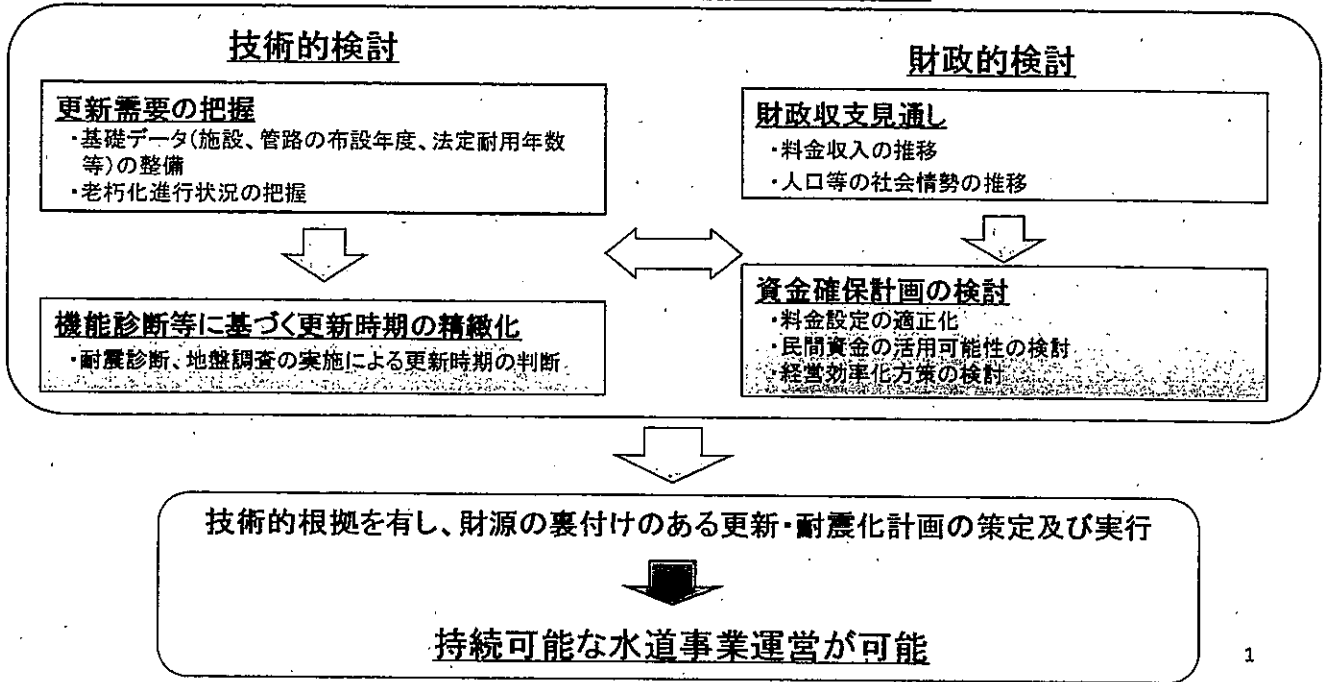
<[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10\\_1003\\_renraku4.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf)>

# 水道におけるアセットマネジメント(資産管理)

厚生労働省では、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を策定し、平成21年7月に公表。

＜アセットマネジメント実践上のポイント＞

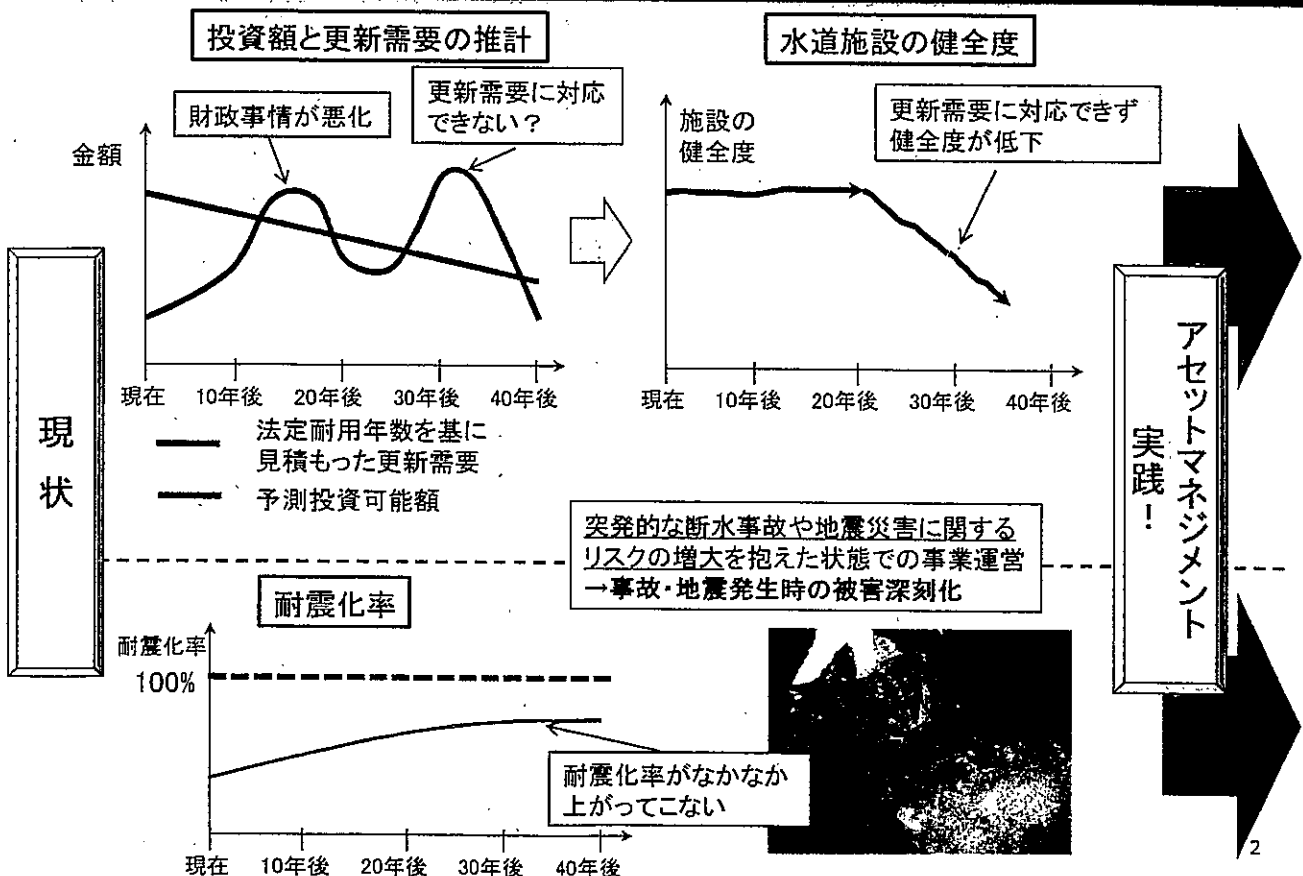
中長期的視点(概ね30～40年以上)



1

## 持続可能な水道事業を実現するための取り組み

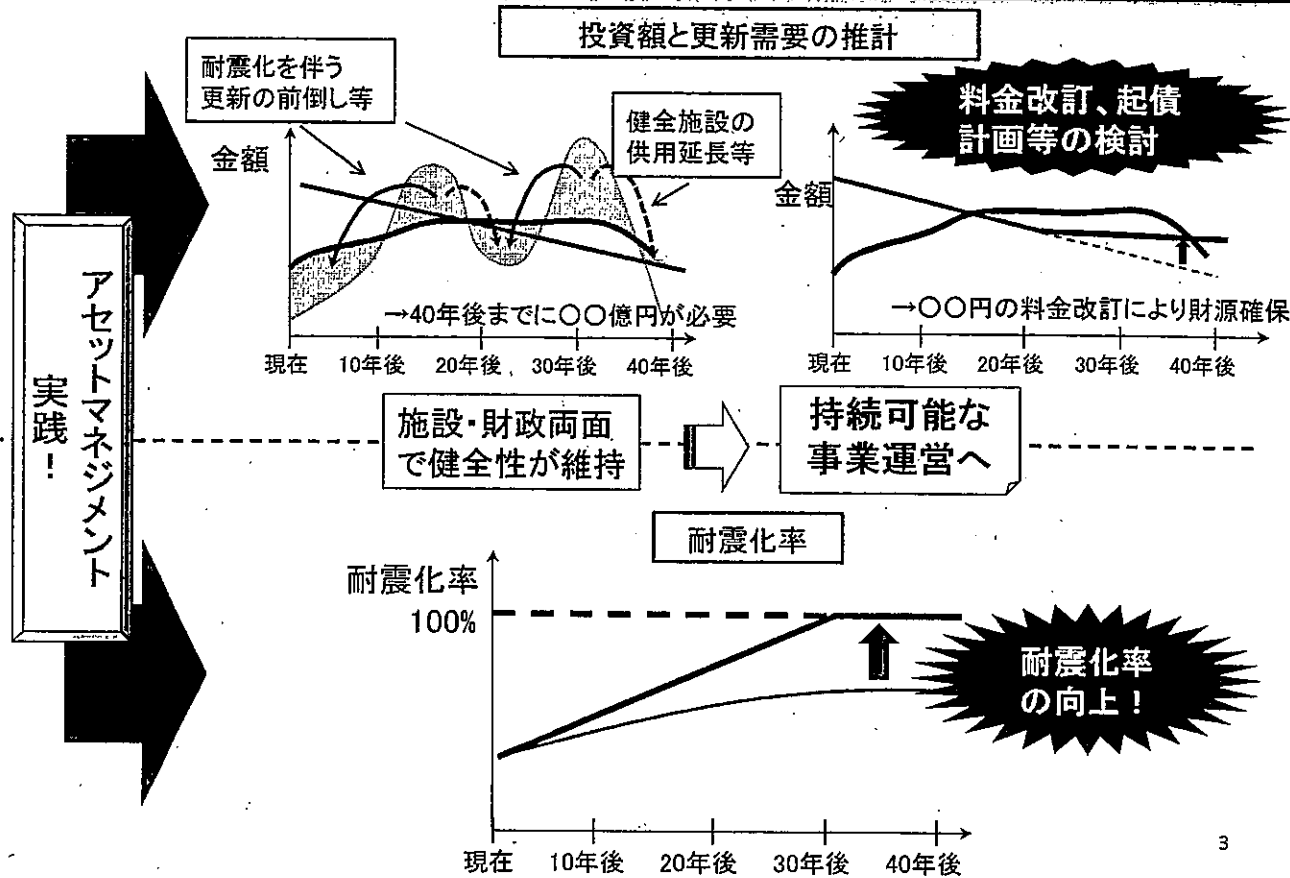
～アセットマネジメント実践のイメージ～



2

# 持続可能な水道事業を実現するための取り組み

～アセットマネジメント実践のイメージ～



3

## アセットマネジメントの実施状況

- ・調査事業者数1,505事業者のうち、387事業者が実施中又は実施済み。
- ・事業規模が大きくなる程、実施割合が増加する傾向にある。

(単位:事業者数)

計画給水人口	5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
調査事業者数	938	228	156	61	29	93	1,505
実施事業者数	77	95	93	41	23	58	387
割合	8.2%	41.7%	59.6%	67.2%	79.3%	62.4%	25.7%

(単位:事業者数)

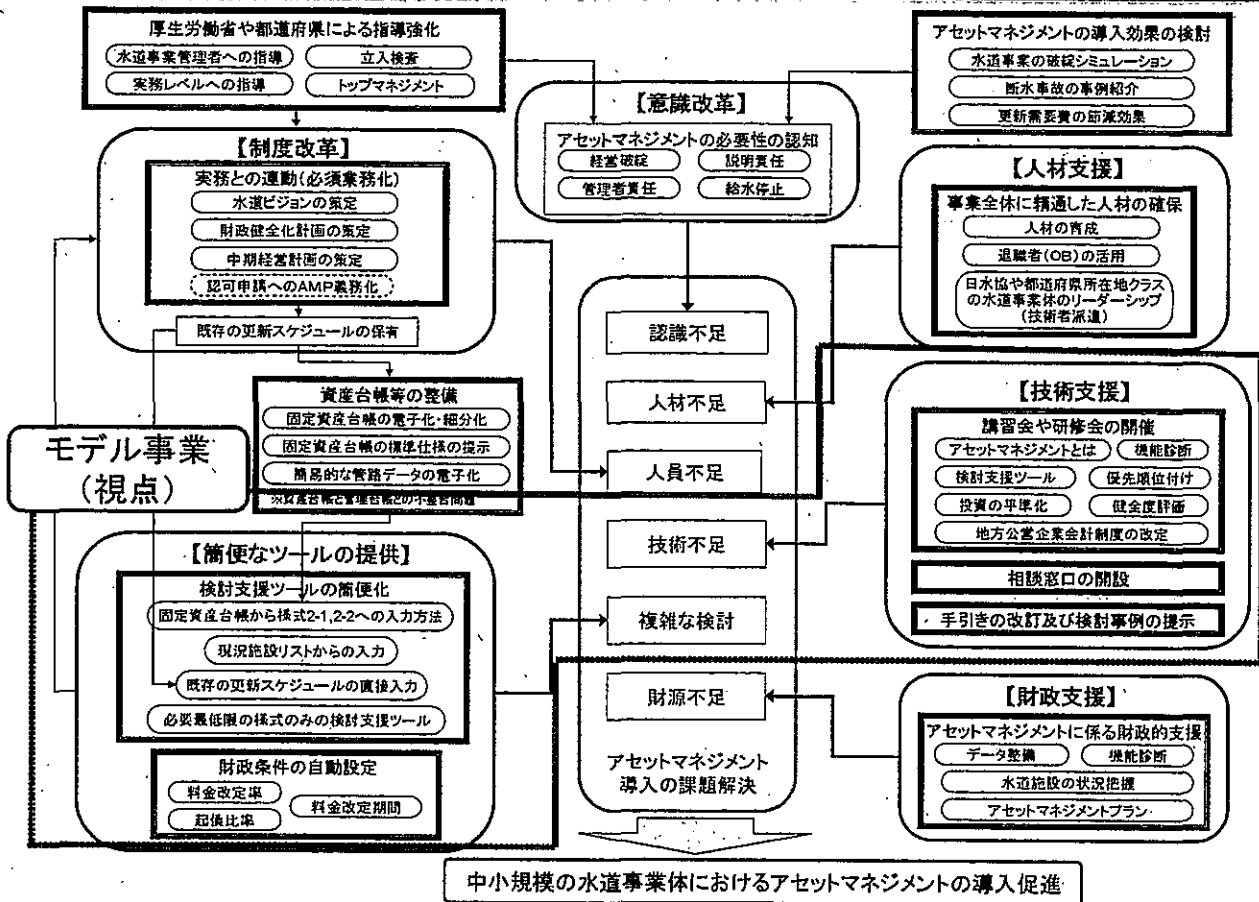
更新需要見通しの検討手法	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
タイプ1(簡略型)	26	3	2	
タイプ2(簡略型)	11	92	58	
タイプ3(標準型)	3	9	159	
タイプ4(詳細型)				10

※平成22年度運営状況調査より抽出。なお、タイプ分け項目の未回答事業者(14事業)は未計上。

【H24年度～】効率的な更新計画検討事業費12百万円

高度経済成長期等に整備された水道施設の更新ピークや耐震化の進捗の遅れを背景として、中長期的視点に立った水道施設の計画的更新に不可欠なアセットマネジメントの取組を促進させるため、事業評価事例の収集やアセットマネジメント簡易ツールを作成する。(実施主体: 国)

# アセットマネジメント実施における課題



5

# アセットマネジメントの取組促進

## 【アセットマネジメント取組促進の具体的内容 (H24)】

### 技術支援

### 簡便なツールの提供

- モデル事業体(3事業)により、簡易支援ツール(案)を実際に利用してアセットマネジメントを実施。  
 → 埼玉県(小川町) 愛知県(高浜市) 広島県(庄原市)
- 簡易支援ツール(案)による試行作業を通して、課題を抽出し、内容の充実を図る。
- 都道府県(水道行政)との連携により、きめ細かな助言・フォローを行う。
- 全国で都道府県(水道行政)等がアセットマネジメント導入に向けた先導役としてのイニシアティブに期待。

### アセットマネジメント導入の普及啓発 (中小規模事業における底上げ)

- ・日常業務にできるだけ負担をかけずに、アセットマネジメントに着手できるように
- ・多くの関係者に対してアセットマネジメントに興味の持てるような簡易なツールに
- ・中長期的視点をもって、将来の水道事業を見通すきっかけづくりに

### 都道府県(水道行政)との連携による 中小規模の水道事業体への助言・フォロー

- ・都道府県による地域の実情に応じたきめ細かな助言・フォローを
- ・地域ぐるみで中小規模水道事業体がアセットマネジメント導入の推進を
- ・アセットマネジメントを周辺地域一帯で広く普及することで、地域間での積極的な情報交換を

6

# 事業評価の適正な実施について

## 水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(平成19年7月策定、平成23年7月改訂)

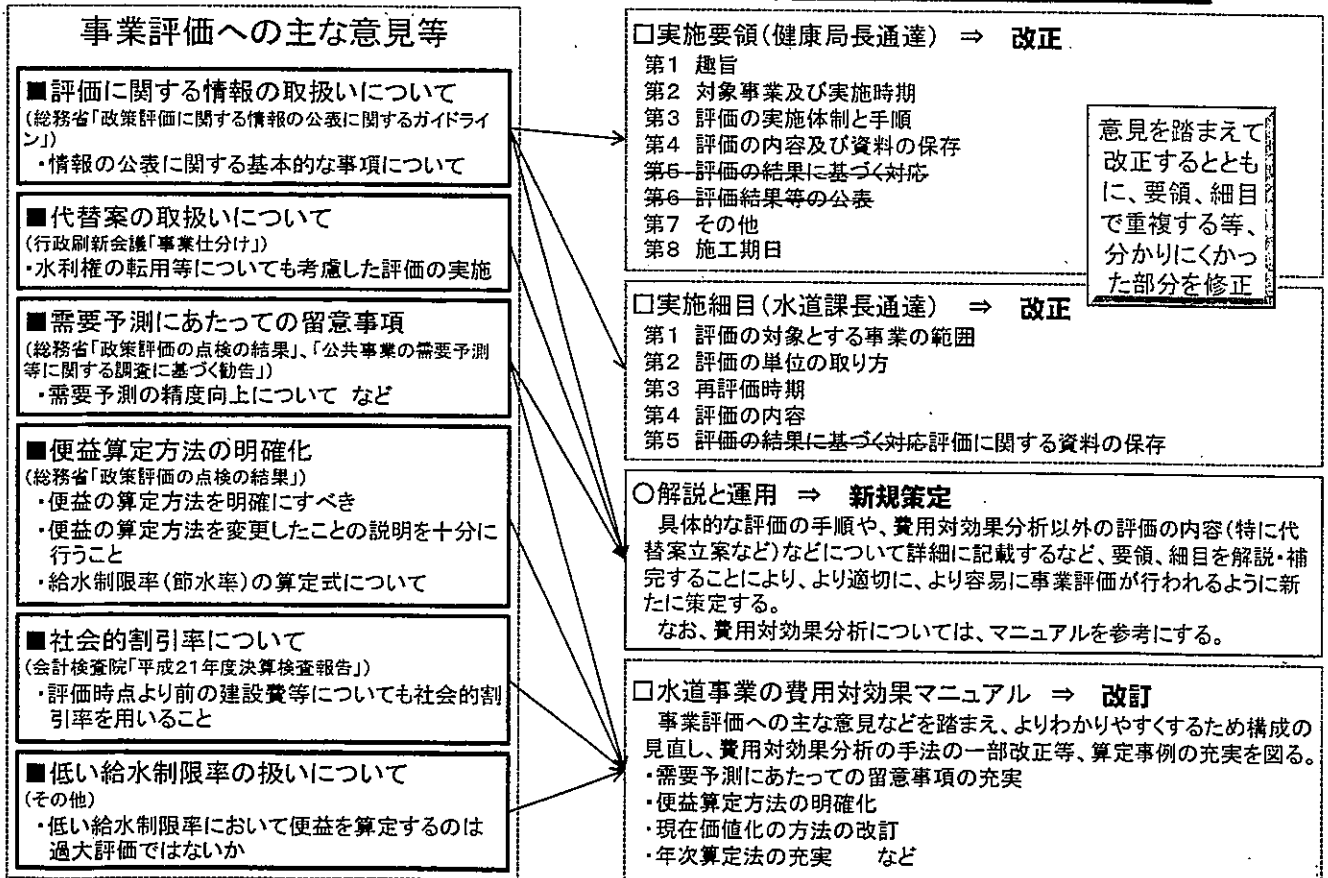
「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(平成23年7月策定)

に基づき、適切に評価を実施

※事業評価の事例や知見の蓄積、総務省における政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)や行政刷新会議「事業仕分け」における評価などを踏まえ、平成23年7月、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正するとともに、解説と運用を新たに策定

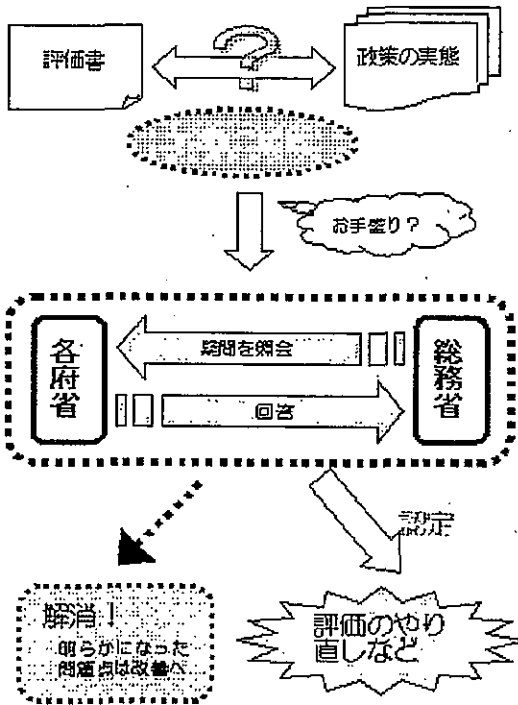
<b>対象事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業</li> <li>○水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業</li> <li>○水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る)</li> </ul> <p>※地域自主戦略交付金から、水道施設整備費に振り替わる事業も対象</p>
<b>事前評価</b>	事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施
<b>再評価</b>	<p>事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施</p> <p>なお、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入)</p> <p>また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施</p>

## 要領、細目等の改正(平成23年7月)の主な内容について



# 総務省の点検(認定活動)について

## 総務省による政策評価の内容点検 《 認定関連活動 》



### 《総務省による点検概要》

- (1) 総務省により各府省の政策評価について、「社会経済の実態を反映していないのではないか」など評価の内容面の点検が行われる。
- (2) 疑問を抱いたものについて、各府省に事実関係や考え方の照会などが行われる。
- (3) 疑問が解消しない場合には、必要に応じて評価のやり直しなどの必要性が「認定」されることとなる。また、疑問が解消した場合でも、この過程で明らかになった問題点は、各府省に改善を求められる。

### 《総務省による最近の公共事業に係る政策評価の点検結果》

- 平成22年度の点検結果(平成23年8月26日)  
点検対象 4省11事業124件  
このうち、52件の評価について、個別課題の指摘あり。  
厚生労働省関係は、簡易水道施設整備事業について4件の指摘あり。
- 平成23年度の点検結果(平成24年3月30日)  
点検対象 3省10事業51件  
このうち、11件の評価について、個別課題の指摘あり。  
厚生労働省関係は、特に指摘は無し。

### 《指摘事項の類型(平成23年度点検結果からの事例)》

- ①計上する便益の算出過程に疑義
- ②計上する費用の算出過程に疑義
- ③評価結果に関する説明が不十分
- ④需要予測に疑義
- ⑤計上されている費用及び便益の現在価値に疑義
- ⑥費用として計上しないことに疑義

## 事業評価の適正な水需要予測の実施

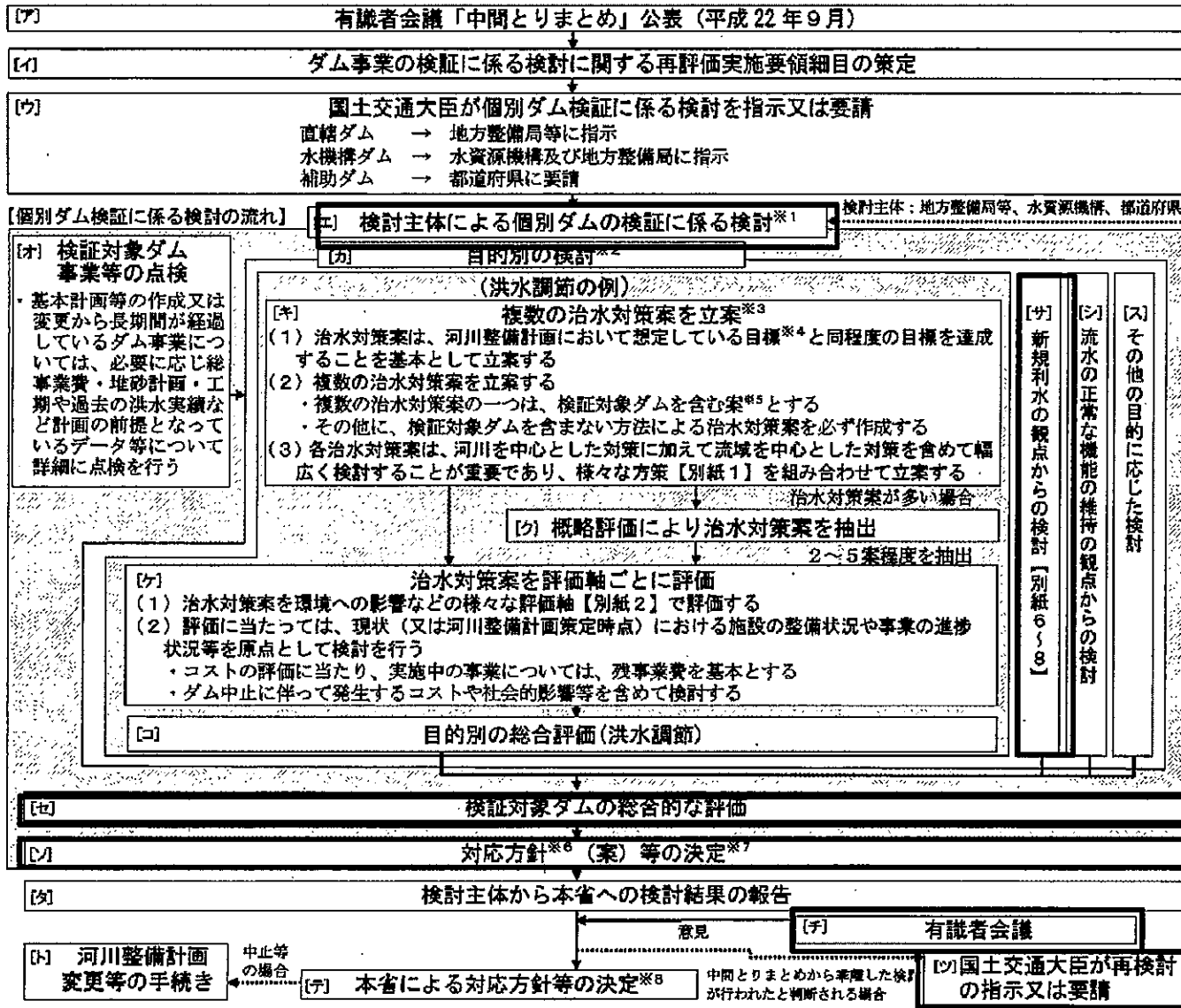
事業評価において、便益算定にあたっての将来の水需要予測が事業実施又は継続の判断の可否に影響するような場合は、その予測が適切に実施されなければならない。

- マニュアル<sup>(※)</sup>では、便益算定の基礎となる人口、需要水量等の将来値は、原則として直近の実績値や水使用実態を勘案した合理的な予測を行うものとしている。
- また、客観的に見て妥当なものとなるよう以下の事項に留意することとしている。
  - ・人口推計は、コーホート要因法など人口動態の実績に基づいて推計
  - ・需要予測は、重回帰など、できるかぎり要因分析的な手法により推計
- 事業評価により算出された水需要予測は、次回の事業認可又は届出における水需要予測の簡素化が可能となることに留意し、適正に算出すること。

※「水道事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年7月改訂)」



# 中間とりまとめ 個別ダムの検証の進め方等



**【ナ】 検証の進め方のポイント**  
 検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ① 「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める<sup>\*9</sup>
- ② 検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う
- ③ 学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く

検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定する。

1 検討に当たっては、流域及び河川の概要(流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画)、検証対象ダム事業の概要(目的、経緯、進捗状況等)について整理しておくことが重要である。  
 2 目的別の検討に当たっては、必要に応じて、相互に情報の共有を図りつつ検討することが重要である。  
 3 河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の安全度を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。  
 4 一般河川のうち国土交通大臣が管理する区間においては、戦後最大洪水又は超過確率が「数十年」程度の洪水としている場合が多い。  
 5 河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。

<sup>\*6</sup> 事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)をいう。

<sup>\*7</sup> 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針(案)の決定」、補助ダムの場合は「対応方針の決定」。

<sup>\*8</sup> 直轄ダム、水機構ダムの場合は「対応方針の決定」、補助ダムの場合は「補助金交付等に係る対応方針の決定」。

<sup>\*9</sup> 関係地方公共団体の数が多い場合等においては、必要に応じて代表者を選定するなどの工夫をする。